

資金決済法に基づく表示(前払式支払手段)_新旧対照表

変更前 (2020年3月5日版)	変更後 (2021年5月28日版)	説明
(新設)	<p><u>8.利用者資金の保全方法</u></p> <p><u>(1)資金決済法第14条第1項の規定の趣旨</u> <u>前払式支払手段の所有者保護のための制度</u> <u>として、資金決済に関する法律の規定に基づ</u> <u>き、前払式支払手段の毎年3月31日および</u> <u>9月30日現在の未使用残高の半額以上の額</u> <u>の発行保証金を法務局に供託等することに</u> <u>より資金保全することが義務づけられてお</u> <u>ります。</u></p> <p><u>(2)資金決済法第31条第1項に規定する権利</u> <u>の内容</u> <u>万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、</u> <u>資金決済に関する法律第31条の規定に基づ</u> <u>き、あらかじめ保全された発行保証金につい</u> <u>て、他の債権者に先立ち弁済を受けることが</u> <u>できます。</u></p> <p><u>(3)発行保証金の供託、発行保証金保全契約</u> <u>又は発行保証金信託契約の別</u> <u>当社の利用者資金の保全方法は次のとおり</u> <u>です。</u></p> <p><u>・発行保証金保全契約</u></p>	<p>資金決済法改正に伴う改正</p>

(4)発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号
又は名称

当社は次の金融機関等と発行保証金保全契
約を締結しています。

・株式会社みずほ銀行

9.補償方針

当社は、JAL Global WALLET が会員等以外
の第三者に不正使用され、会員等に損害が発
生した場合（会員等以外の第三者により JAL
Global WALLET が不正に開設された場合を
含みます）における損害につき、「JAL Global
WALLET 会員規約」第 37 条に従って補償し
ます（ただし、会員等のうち会員規約第 2 条
第 15 項で定めるコース未選択の会員等を除
きます。また、当社と連携する連携先の利用
者については、連携先が提供するサービスに
関する利用規約その他連携先が定める各種
規定が適用されます）。

詳しくは「JAL Global WALLET 会員規約」
第 37 条、第 30 条をご確認ください。